

平成30年 教育委員会第10回定例会 会議録

日 時 平成30年6月12日（火）

午後3時00分～午後3時55分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども施設課】

(1) 議案第18号「千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例」

【指導課】

(1) 議案第19号「部活動ガイドライン」

第 2 報告

【指導課】

(1) 千代田区基礎体力向上プラン

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（6月20日号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事（特命担当）	新治 博
子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纒片 淳一
指導課長	佐藤 友信
指導課統括指導主事	佐藤 達哉

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田教育長 | それでは、平成30年教育委員会第10回定例会を開会いたします。
本日の出席は全員でございます。
本日の署名委員は、長崎委員にお願いいたします。よろしく。

◎日程第1 議案

子ども施設課

（1）議案第18号「千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例」

指導課

（1）議案第19号「部活動ガイドライン」

坂田教育長 | それでは、早速、日程に入りたいと思います。
最初は議案です。議案の第18号、千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例でございます。
子ども施設課長 | それでは、子ども施設課長、説明をお願いいたします。
子ども施設課長 | 議案第18号、千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。
資料のほうは、議案の本文、こちら、2ページにわたってございます。それから概要の資料、それから新旧対照表、そして条例改正後の条例全文という形で4点ございます。赤字で修正になっているものがございます。
本日は、改正の概要資料をもちましてご説明申し上げます。
まず改正の理由ですが、九段小学校の改築整備に伴う条例の改正でございます。7月末の工事竣工、9月の供用開始ということで現在進めております。伴いまして、新校舎の目的外使用にかかわります使用料の見直しと設定が必要であるということでございます。
施行の期日ですが、9月1日からということになります。
3つ目の改正内容でございますが、こちらに関しましては、ランチルームの新設と、それから体育館、教室、校庭の料金の見直しという4点でございます。使用料の設定に当たりましては、他の区立小中学校を参考としまして設定しておるものがございます。
4つ目のその他でございます。本件に関しましては、平成30年第2回区議会定例会に改正の提案をいたしまして、議案とする予定でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

九段小学校が9月に開設をするということになっております。小学校の施設を一般の方々にご利用する場合の施設の使用料、お支払いいただく額ということで、他の学校も同様に定めているところでございます。これは、今般の定例会、第2回定例会に提案を予定しているということです。そういう内容のものです。

それでは、ご質問、ご疑問、ございましたら。

金丸委員。

金丸委員

九段小学校の新校舎では、プールは外部には貸し出さないという方針なんでしょうか。

坂田教育長

子ども施設課長。

子ども施設課長

九段小学校のプールに関しましてということでございますが、近隣にいきいきプラザのプールがあったり、麴町小学校のプールがあるということがございます。基本的に、そういった利用があるということから、学校の建設協議会のときの議論におきましても、プールということでは貸し出すことはなくていいんじゃないかということにはなっております。で、もしご要望がございましたら、6月から9月ぐらいの夏の間、学校が利用する間の夜とか土曜、日曜であれば、対応は可能というふうに考えております。

坂田教育長

はい。ということですね。

それでは、中川委員、お願いします。

中川委員

使用料のところ、ランチルームの使用料というものは、これはほかに比べるとすごく安いんですけども、これは何か理由があるんですか。

坂田教育長

子ども施設課長。

子ども施設課長

富士見小学校といったところと比べまして、面積が半分程度ということになるということから、このような金額の設定になってございます。

富士見小学校のランチルームが180平米ございますが、こちらは83平米ということでございまして、面積ということから、この料金の設定にしたものでございます。

中川委員

ありがとうございます。

坂田教育長

はい。

ほかにございますでしょうか。

(なし)

坂田教育長

よろしければ、この内容につきましては、採決をさせていただきたいと思ひます。

条例案につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

賛成全員です。ありがとうございました。議案第18号は可決したということになります。

子ども総務課長。

子ども総務課長

こちらの議案第18号につきましては、今後、区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、教育委員会に対して意見聴取がされる予定でございます。その際、本日の内容、趣旨と相違がない場合には、教育委員会として異議のない旨の回答をすることにつきまして、事前に皆様のご承認をお願いいたします。

坂田教育長

はい。ということでございますので、これから区長のほうから私どものほうに意見聴取という形で来るといことです。それが、今の説明内容と同趣旨の全く同じものであれば、それはもう、了承するということによろしいですね。

(了 承)

坂田教育長

はい。じゃあ、そうさせていただきます。

じゃあ、次の案件に移ります。議案第19号、部活動ガイドラインです。よろしくをお願いいたします。指導課長ですね。

指導課長

それでは、指導課より運動部活動ガイドラインの策定について説明をいたします。

この策定の背景ですが、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインが、平成30年3月にスポーツ庁より示されました。このガイドラインには、学校の運動部活動が我が国のスポーツ振興を支えてきたという意義とともに、教育等にかかわる問題が複雑化、多様化して、学校や教師だけでは解決することのできない問題がふえているということ。生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能とするためには、運動部活動のあり方に関して抜本的な改革に取り組む必要があるといった課題が示されています。

その方策として、学期中は週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日。土曜日、日曜日は少なくともどちらかの1日を休養日とすること。そして週末に大会等で参加した場合は休養日を他の日に振りかえる。また、1日の活動時間については、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日、学期中の週末を含む学校の休業日においては3時間程度として、できる限り短時間に合理的かつ効果的、効率的な活動を行うということが示されております。このスポーツ庁のガイドラインを受けて、平成30年5月に、運動部活動のあり方に関する方針が東京都教育委員会より示されております。

そういった現状の中、このガイドラインの骨子ともなります生徒の心身の成長、自立心、社会性といった人間形成としての部活動の意義を確認するとともに、教員の働き方改革や生徒と向き合う時間の確保、生徒への負担や心理面の考慮、また、生涯にわたって心身の健康を保持し、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができると、それを目途として千代田区においても部活動ガイドラインを策定することを提案いたします。

こちらの趣旨のほうですが、今、私がおおむね話させていただいた骨子、趣旨が、四角の中に示してあります。また、1番につきましては、適切な運

営のための体制整備ということで、学校が校長を中心に、意図的、計画的に行うということ、そしてその数においても、無理のないように、適正に設定するということが記載されておるところです。

では、1枚めくらせていただきます。

校長が、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体のバランスや配置を勘案した上で、適正な分掌になるということを考慮して、学校全体のリーダーシップを図ることが書かれております。

また、オですが、区の教育委員会は、運動部顧問を対象とする、スポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上のために、管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行う。

また、カについては、「学校における働き方改革に関する緊急対策」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」を踏まえた上で、勤務時間等を管理していくということを示しております。

また、2番は、合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について記しています。

適正な指導の実施については、既に文科省より平成25年5月に「運動部活動での指導のガイドライン」が出されております。そういったものを参考にしながら、安全面、保健面を考慮した上で指導に当たるということでございます。

また、運動部顧問は、スポーツの医学・科学的な見地から、トレーニング効果を得るために休養をとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないという基本的な部分を押さえた上で指導に当たることということを書いてあります。

続いて、1ページめくらせていただきます。

3番には、先ほどスポーツ庁のほうの基本となることで示した休養日、時間等の設定について記しています。先ほど事前に話をいたしましたスポーツ庁のもの、東京都教育委員会の部活動方針と同じ日数、時間で記しているところでございます。ただ、本年度におきましては、時間の設定等はするものの、オフシーズンやオンシーズン、また大会前、大会後等の時間設定も含めて、弾力的な運用ができるように考えているところでもございます。

4番には、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備ということで、部活動に関しては、教育課程外ではありますが、その役割においては、子どもの主体性や自主性といったものと、教師がそれを支援する指導という形で成り立っておりますので、そここのところを中心に行っていくということを明記しております。

また、千代田区においては、中学校が2校、中等教育学校が1校という規模も考えて、4番の(1)の一番下、イのところには、スポーツの機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が合同で運動部に参加する等の取り

決めも推進していくということを明記しております。

では、1枚めくらせていただきます。

このページには、地域との連携ということを記しております。学校のみで行うのではなくて、地域と協働・融合した形でスポーツ環境の整備に努めていくということ。

また、5番では、学校単位で参加する大会等の見直しということで、そういった大会に参加することが過度の負担にならないように、適正に行えるように考慮していくところを明記しております。

本日に至るまで、指導課のほうでは、麴町中学校、神田一橋中学校、九段中等教育学校の各学校長と協議を重ねてきております。麴町中学校、神田一橋中学校においては、現在既におおむねこのガイドラインにのっとった形で部活動の取り組みが行われているところです。九段中等教育学校においては、現在の部活動の状況も鑑みながら、会議等において、地域や保護者への説明、理解の促進を図るとともに、生徒へもその意義を丁寧に説明して、7月か9月あたりを目途に、ガイドラインに沿った体制を整えていく予定でございます。

また、高等学校段階へのガイドライン適用につきましては、現在、高校の校長会や部活動の担当者と東京都教育委員会でさまざまな意見交換が交わされているところです。その動向を注視しながら、基本的にはこのガイドラインを高等学校にも、中等で言うならば後期課程のほうにも適用していくという方向で検討、検証を進めていこうというふうに考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

部活動のガイドラインとその指針ですが。何かご質問。

金丸委員、お願いします。

金丸委員

この中身が、スポーツ庁や何かの関係で出しているガイドラインに基づいていることはよくわかっているんですが。まず、最初の2ページ目というんですか、四角で囲ってある部分がありますよね。これの1行目なんですけれども、「「日本型学校教育」の意義を踏まえ、」と書いてある。日本型学校教育の意義というものは一体何なんだろうかと思えます。今後の、千代田区の状況からすれば、先生ではなく、部活指導員が中心になって指導体制に入るというような方向づけも考えると、この部分はとったほうが方向づけとしてはいいのではないかという疑問がありまして。その点どのようにお考えかということが第一の質問です。

指導課長

「日本型学校教育」というような文言につきましては、スポーツ庁で、また東京都教育委員会でも同様の文言が扱われていたので、それを今回も千代田区のほうに適用したということですが、ちょっと、その内容の吟味にはまだ至っていないところがありますので、今後考えていきたいなというふうに思っております。

また、部活動の外部指導員等を積極的に活用していくということが、今後

の区としてのあり方につながると思います。また、そのことが、学校の教員が子どもと向き合う時間を確保したり、働き方改革の一助となることと考えておりますので、そのようなことが伝わればというふうに、今、文章を設定しているところであります。

以上でよろしいでしょうか。

金丸委員 ありがとうございます。

続けてよろしいですか。

坂田教育長 はい。金丸委員。

金丸委員 次に、同じページの1の(1)のアの第2段落の最初に、「運動部活動顧問」という言葉がここで突然出てきて、後で、その次のページのウを見ると、これが教員のことを意味しているんだらうなということはおよそわかるんですけども、運動部の活動顧問が教員でなければいけないということまでここは入っているのかどうか。さっきも言ったように、指導員は顧問にはなれないという前提でこれを書いていच्छやるのかどうか。できたら、実はこの運動部活動顧問というものはどういうものだという定義を入れるとか、もしくは資格を、こういう資格を持っている人が該当する、ということを入れたほうがわかりやすいのかなという感じがいたしました。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

どうぞ。

指導課長 ご指摘ありがとうございます。若干わかりにくい部分であるなというふうに、私も、今ご指摘いただき、考えたところです。

運動部活動顧問につきましては、学校の中での教育活動でもありますので、基本は、その学校に所属する教員であるというふうに捉えていますが、必ずしも指導に当たる部活が、専門性がマッチしているということには必ずしもなるとは限らないところで、部活動指導員の採用や外部指導員の導入等の推進をしていくという形になっていきますので、そういったところも含めて、協働しながら、中心は学校の教員ということと考えていきたいと思いますが、その表現につきましては、わかりやすい形で示していければと考えます。

金丸委員 よろしくお願いします。

坂田教育長 顧問は教員でないといけないということなんでしょうか。

指導課長 この場合の顧問というのは、いわゆる責任者、指導責任者ということで捉えらる。顧問というと、複数の人数が想定できるように読み取れるなということが、今、金丸委員のご指摘でもわかりましたので、指導課のほうとしては、考えているのは、中心になって指導者となるのは教員であると。ただし、その指導に当たるメンバーに関しては顧問というような形で、トータルで考えているところです。そのあたり、すみ分けがきちんとできるように表現を整えたいと思っております。いかんせん都とおりにきているものと同じような部分もありますので、そのあたり、東京都の解釈をもう一度お伺いしながら、齟齬のないような形でそろえていきたいなというふうに思います。

坂田教育長 金丸委員。

金丸委員 最後のページなのですが、(2) 地域との連携のAはもう、これだけでご趣旨はよくわかるんですが、イがちょっとわかりにくくてですね。何がわかりにくいかというと、「区教育委員会及び校長は」が主語で、「学校と地域・保護者が」の後、ずっと来て、これは「パートナーという考え」の「パートナー」にかかる言葉なんではないでしょうか。

指導課長 教育委員会と学校長と、まあ学校長も含めた学校と保護者・地域が全ての協力者、パートナーという考えです。考えで当たるといふふうに理解をしているところです。

金丸委員 はい。そういうふうになったときに、その後、「こうした取組を」の「こうした取組」というものは、Aのことを言っているんですか。

指導課長 基本的には、この文面の中で、Aを指しているというふうに私は解釈しますが、ただ、捉えてほしいこととしては、このガイドラインの目指している趣旨全体ということにつながっていきけるんだというふうに考えます。

金丸委員 それはもう少しわかりやすく書いたほうが、これを読まれる方には、私が最初に見たのは、「こうした取組」というのは、「支援する」というところまでの前の「パートナー」より前にかかっている言葉なのかと思いつつも、でも、どうも文章の構造としてはおかしいなと。それだとするとAかなと、いろいろ迷うので、迷わないようにお書きいただいたほうがありがたいなということが1つと。

それから、もう一つは、「パートナー」というところでとまると、「保護者の理解と協力を促す」という言葉が、ちょっと、言葉が足りないんじゃないかと。具体的に言うと、「地域・保護者の理解と協力を促す」とならなきゃいけないんじゃないかという感じがちょっといたしました。

指導課長 ご指摘ありがとうございます。確かにここはわかりにくい文面なので、改めたいと思います。

今の委員ご指摘のとおり、最終ページの(2)のイの部分に関しては、保護者がパートナーに含まれるということにありながらも、地域・保護者の理解を促すというような形になりますので、そうすると、主体は学校なり教育委員会なりということがクローズアップされるような表記の仕方にしなければいけないと思います。目指しているところは、やはり今回このようなガイドラインになる趣旨を、発想の転換といいますか、今までの部活動のあり方等を見直していこうというところを、子どものこと、そして教員のこととかを含めながら考えていくことで設定している上でのこういった変化であることを、きちんと地域や保護者の方々にもご理解いただいた上で、ご協力を得たい、といったところがきちっとわかるような文面に、もう一度そろえ直していきたいと思います。ありがとうございます。

坂田教育長 はい。わかりました。

ほかに、ご質問。

中川委員。

中川委員 まず、さっき金丸委員がおっしゃった「日本型学校教育」の意義を踏まえ、」というところの文章なんですけども、「生徒がスポーツを楽しむことで」ということが入っているのはとてもいいなと思ったんですけども、全体を通して、部活動の目的というものは、運動を楽しむということなんだろうなと私は思っています。ですから、この文章は、まず、「生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む」云々というふうにしたほうがいいんじゃないかというふうに思ったんですが。もしとれるものなら、「日本型学校教育」はなくてもわかるんじゃないかなと思いました。まず、そこが1つと。

それから、次のページの2の(1)のイなんですけども、「運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適宜に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、」というふうに、ずっと読点でもってつながってまして、何を目的とした文章なのかというのがすごくわかりにくいと思いました。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 ご指摘ありがとうございます。一番最初の部分に関しましては、委員ご指摘のとおり、その文章のちょっとした入れかえをすることによって、より部活動の意義が際立たせられるような形で文章を整えてまいりたいと思います。

部活動の意義としては、最初に申しました心身の成長や自立心、スポーツ心、また社会性、または生涯にわたって楽しむ、人間形成にかかわる部分が非常に大きいということが中心ですので、そこがわかるように、「日本型学校教育」というスポーツ庁にある言葉にとらわれず、少し文章を構成し直してみたいと思います。

また、もう一つご指摘いただきました部分に関しては、文の切れ目がないのでわかりにくいというご指摘というふうに捉えさせていただきます。今回、実はスポーツ庁のガイドラインを策定するに当たっては、例えば弁護士の先生であるとか、今までスポーツのアスリートでかかわってきた方、また、スポーツ科学学院といった形の肩書を持った方々が策定に当たっております。そういった意味では、スポーツにおける心理面も含めた科学的、医科学的な部分は、この改定の中で非常に重要になってくる場所だと思いますので、長い文章を整理しながら、わかりやすく示していきたいと考えます。ありがとうございます。

中川委員 ちょっと、いいですか。もう少し。

坂田教育長 はい。どうぞ。

中川委員 これはちょっと言葉のあれかなと思ったんですが。「適切な休養日等の設定」というのがあるところがありますね。次のページかしら。あそこの四角の中で、休養日の3行目、「他の日に振り返る」の「返る」は、これは、ち

よっと、この「返る」という表記ではないんじゃないかなというふうに思います。

坂田教育長 ああ、そうだ。

指導課長 訂正いたします。ありがとうございます。

中川委員 それから、もう一点だけお願いします。4の(1)のAなんですけども、「校長は、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるように、レクリエーション志向で行う部活動や体力づくりを目的とした部活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する」というふうになっているんですけど。これというのは、生徒の多様なニーズというものは、まず1つは、レクリエーション志向で行う部活動が1つ。それからもう一つが、体力づくりを目的とした部活動。この2つが生徒の多様なニーズに応じた活動ということになるんでしょうか。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 この件に関しましては、さまざま、運動はやってみたいけれども、専門的な部活動に関してはちょっと一步引いてしまうと、特に女子生徒に対しての配慮があるというようなことを、今までのスポーツ庁の会議の中から読み取っているところです。ですので、そういうニーズがある場合には、そういった運動部活動も設定することが、生涯スポーツにつながっていく活動になるというふうに捉えての記述でございます。

中川委員 とにかく体を動かす動機づけをするためにということですよ。

金丸委員 よろしいでしょうか。中川委員の考えていらっしゃるのと一致するかどうかわからないけれども、例えばのイメージとして、この「等」という言葉を「にとどまらず」とすると、イメージが出てくるんじゃないかと。

中川委員 そうですね。

金丸委員 要するに、多様なニーズにつながる言葉としては、この2つだけで、「等」だからいいというわけじゃなくて、それだけじゃないよというふうにしたほうが、多分中川委員の意図に一致するんじゃないでしょうか。

中川委員 そうですね。ありがとうございます。

坂田教育長 とどまらず。

指導課長 これ以外にももう少し広がりがあるのではないかとというようなご提案ということで受けとめさせていただいて、このところも少し文章を考えてまいると思います。ありがとうございます。

中川委員 多様なニーズというのがこの2つしかないような感じに思えるんですけどね。

坂田教育長 余り多様性がないと。

指導課長 多様に見えないと。

中川委員 見えないです。

指導課長 はい、わかりました。

中川委員 すみません。よろしくお願いします。

指導課長 ありがとうございます。

金丸委員 あと、すみません。中川委員のご指摘したところなんですけれども、2の(1)のイの「運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から」云々という、ちょっと長くてわかりにくいとおっしゃった部分がありますでしょう。これ、多分、「運動部顧問は、」をまず外してしまって、スポーツ医・科学の見地からはこうこういうことがあるんだよとまず言うておいて、で、運動部顧問はこれらのことを十分に認識した上で云々というふうを書くとかわりやすいのかなというような気がちょっといたしました。

坂田教育長 そうですね。

中川委員 そうですね。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 とても大事な部分であることは先ほどもお伝えしたとおりなんです。顧問にとどまらず、広く子どもたち、生徒を理解していく上ではとても大事な部分だというふう考えるので、また、文章を検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

金丸委員 ほかにご指摘はございますか。何か疑問点でも結構でございます。

指導課長 法律を書くときのスタイルで一番悪いパターンの文章ですよ。告訴状と同じで、「〇〇は」から始まって、最後の丸まで続けなきゃいけないという、それに近いあれですよ。

坂田教育長 そのままおろしてきた部分もかなり多いものですから。すみませんでした。

坂田教育長 はい。そうですね。それでは、ただいまご指摘を受けた点、これは実質的な、要するにこの内容をきちっとわかりやすく相手方に伝えるというものでなければならぬというところでのご指摘を2つ、受けたんだろうというふうに思います。取り扱いというか、この中身に、今度の指導方針云々については、おおむねご理解賜っているかなというふうに思いますので。

坂田教育長 そうしましたら、ただいまご指摘を受けた点、ここは修正するにやぶさかではないので、そこは整理をしていただいて、内容としてはこの本体のほうでいくということにさせていただきたいというふうに思います。これが一応議案でございますので、採決、挙手をお願いしたいと思います。

中川委員 案じゃないんですか。ここに案と書いてある。

金丸委員 いや、これ、もともとの日程では議案になっているんです。

坂田教育長 ですので、これは、採決されれば案がとれるということになります。

中川委員 あ、そうですね。

坂田教育長 ここで採決することは余り好ましくない……

子ども部長 修正箇所を確認するんだったらば。

坂田教育長 それじゃ、わかりました。では、この場での採決ということではなしに、ご指摘いただいた点を修正して、それで次回、その点を確認して、採決ということにさせていただきます。

金丸委員 実施時期との関係では、次回の教育委員会で問題ないのでしょうか。そこ

指導課長 だけちょっと、確認したいと思いますが。

指導課長 まず、九段中等のほうへ、これを、議案をお認めいただいたものをもって、経営支援会議のほうに臨んでいくべく方向をとりたいなというふうに思っているところでございます。ただ、その経営方針会議のほうが、日程が7月以降ということですので、次が6月26日の教育委員会であれば、そこでもう一度お示しさせていただいてという形で大丈夫です。

坂田教育長 はい。わかりました。そういう予定でおりますので、次の教育委員会で、ご指摘の点も確認させていただいて、そこで採決というふうにしたいと思います。よろしいですか。

(了 承)

坂田教育長 はい。そうさせていただきます。

指導課長 ありがとうございます。

◎日程第2 報告

指導課

(1) 千代田区基礎体力向上プラン

坂田教育長 それでは、引き続き、日程の第2、報告事項に入ります。

千代田区基礎体力向上プランということでございます。指導課長、よろしくをお願いします。

指導課長 それでは、千代田区基礎体力向上プランについてご報告をいたします。こちらのほうは、そこにありますように、平成30年3月に策定し、各学校のほうへ配付しているものでございます。

まず作成の経緯ですが、千代田区は、過去長らく体力が低迷しているという状態でした。全国の中でも、余り順位の高くない東京都の中でも、千代田区小学校は中位、中学校は下位というような形でした。そこで、平成28年度より取り組みを強化して、体力向上策を各校に立案させるというような方向で取り組みを行いました。また、オリンピック・パラリンピックの予算や特色ある教育活動の予算を手厚く配当する等の取り組みを行った結果、運動能力調査の結果で、全国の平均値を上回る種目も出始めてきました。そして、それを受けて、平成29年度に、単に体力テストの数値だけの改善ということではなくて、総合的な基礎体力、すなわち運動面だけでなく、生活習慣面と食育の面も含めて検討する体育健康教育推進委員会、こちらを立ち上げて、このプランの策定をいたしました。

体育健康教育推進委員会は、担当校長である現番町小学校の浅岡校長先生、そして指導主事、各校代表の1名の委員により構成されておりました。本年度も継続して実施しております。

学校教育の中で、体力向上のための取り組み、健康づくりのための取り組みを意図的、計画的に行って、やらせるということではなくて、意欲や態度が向上すること、そして、仲間とともに運動をしたり、遊んだりすることに

価値を見出すことを目的とした活動を推進しました。

本年度は、この体力向上プランをもとに、各校の取り組みをホームページに公開して、各学校の課題について定期的に検討を図っていくというようなことを狙いとしております。

各校の取り組みということで、小学校8校と中学校2校、そして九段中等も含めた各学校の取り組みが10ページ以降に掲載されております。

例えば今現在、麴町小学校の例がありますが、どの学校も共通して、その小学校の実態、そして目標とする点、そしてどういった取り組みをしているのかということに関する記述で構成されています。それが運動面だけではなくて、こちらの11ページにもありますように、生活習慣と食育の点についても記録しているということです。

これをめくっていただきますと大体傾向として読み取れるのは、運動面としましては、体力向上週間を各学校で設定したりとか、体育朝会の内容を充実させたり、もしくはオリンピックやパラリンピアンとの直接的な交流によって運動意欲を高める。また、陸上競技の専門家による指導を行ったり、伸びてきたといっても課題のある投力等についての学校でのどういった取り組みをするかということが書かれていたりとかということになっております。

また、生活習慣につきましては、生活リズムのチェックカード、朝ご飯を食べたとか、何時に起きて何時に寝たのかといったようなカードによる生活習慣の見直しを習慣的に行うであるとか、保健委員会等の取り組みを充実するといったところが挙げられております。

また、食育に関しては、各学校で交流給食、縦割りで行ったり、地域の方を招いたりとかする給食を行って、食に関する啓発も行っていますよということや、食育だよりを発行して、児童用、保護者用という形で、食に関するバランスよく食事をとること等についての啓発を図っているといったようなことでございます。

こういった取り組みの結果、千代田区は、区部の中でも上位の結果が出ているところでございます。

以上、ご報告でございます。よろしく申し上げます。

坂田教育長

はい。報告事項でございますが、そういった取り組みの成果の一端が昨今は見えているということでございます。

何かお気づきの点がございましたら、ご意見を頂戴したいなと思っております。

金丸委員

質問、よろしいですか。

坂田教育長

はい。結構でございます。

金丸委員

この千代田区と全国と都の一覧表がありますよね。ここにT得点と書いてある、T得点って何なんでしょうか。

指導課長

体力テストは全国的に行っており、5年生と中学校2年生が行っておりますので、そこの全国の平均値を50としたところでの点数ということになりま

すので、そちらの表の中でも、全国のところは全て50.0ということで、真ん中の数値を50として捉えているということになります。

金丸委員 本当にくだらないところでひっかかって申しわけないんですけども。私もそうだと思って読みながら。

もう一つ、言葉の使い方によくわからなかったのが、例えば8ページの中学校2年女子のデータがありますよね。これの下に分析結果からということで、東京都のT得点を上回った種目は9種目中6種目と書いてあるんですけど、私が見る限りは4種目しかないんですけども。ひょっとして、同スコアの場合には、上回ったに入れてしまっているというふうになるのでしょうか。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 委員ご指摘のとおり、同等であっても上回ったとカウントしているところでもあります。

これはもう、発行してしまっているところもあるので、次回以降検討させていただきます。

教育担当部長 小数点以下のもっと下のほうまで計算すると、上回っているという。そうしたのではないのでしょうか。

指導課長 これより下の数値は送られてきていないので。

坂田教育長 小数点以下。

指導課長 ええ。この数値で判断しているということになります。

金丸委員 別にこれを変えろということじゃなくて、これから使われるとすると、都別のT得点「以上」の種目にしておいたほうが、文言で文句を言われたいだろうなという気がします。

坂田教育長 ああ、そうですね。

指導課長 今のところ、区の内部で配付しているものですけども、誤解を受けないような形で今後検討してまいりたいと思います。チェックをしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

坂田教育長 はい。お願いいたします。

ほかにございますか。

(なし)

坂田教育長 じゃあ、1回お目通しいただいて、また何かありましたら、ご報告、ご意見をいただきたいと思います。

この報告事項については、以上とさせていただきます。

◎日程第3 その他

子ども総務課

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(6月20日号)掲載事項

坂田教育長 | それでは、日程の第3、その他に入ります。

教育委員会行事予定表と広報千代田掲載事項ですね。よろしくお願ひします。

子ども総務課長

それでは、教育委員会行事予定表並びに広報千代田、6月20日掲載事項予定につきましてご説明申し上げます。

まず教育委員会の行事予定表でございますが、本日から7月17日の火曜日に至るまでの行事の予定の一覧のほうを掲載させていただいたものでございます。

続きまして、広報千代田、6月20日掲載事項一覧でございます。

こちらにつきまして、まず初めに、子ども総務課がトップに来ておりますが、これはユネスコの写真展と、それに付随してコンサートを実施します。ここの1階の区民ホールを会場にして、7月9日から11日まで実施する予定でございまして、これを掲載してご案内させていただくというものでございます。

以下、児童・家庭支援センター、学務課の学校説明会、区長部局の文化振興課の各種事業、生涯学習・スポーツ課のスポーツの講習会等、最後に、生涯学習カレッジの第3期生の募集といった、このような掲載事項でございます。

ご説明につきましては以上でございます。

坂田教育長

はい。ということでございます。近々の予定ということですが。

何かご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、ほかにないようですので。

それでは、本日の定例会、これにて終了させていただきたいと思ひます。